

災害時の医療救護活動等についての協定書

伊達市（以下「甲」という。）と伊達薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊達市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動又は防疫及び保健衛生活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して次に掲げる活動を行うための薬剤師の派遣について協力を要請するものとする。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤・薬剤交付・服薬指導
- （2）医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理
- （3）避難所等における公衆衛生活動
- （4）その他状況に応じた必要な措置

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができる。

（薬剤師の派遣）

第4条 乙は、前2条の規定により要請を受けた場合は、原則として直ちに薬剤師班を編成し派遣するものとする。また、必要に応じ、医療救護班の一員として救護所等に薬剤師を派遣することができるものとする。

（救護計画の策定及び提出）

第5条 乙は、第2条に定める救護活動を実施するため、薬剤師班救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、薬剤師班救護計画を変更したときは、速やかに変更後の薬剤師班救護計画を甲に提出するものとする。

（指揮命令）

第6条 現地での指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が協力のために要した次の経費は甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師を派遣した時の人件費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- （2）派遣された薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）派遣された薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金を例として、甲、乙協議して定める。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月3日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
福島県伊達市
伊達市長 須 田 博 行

乙 福島県伊達市保原町字城ノ内61番地 1
伊達薬剤師会
会 長 櫻 田 光 徳